

市政情報

樹木、生垣等の適切な管理を

歩行者や車両の安全確保のため、土地所有者(管理者)は道路に出ている枝の伐採や雑草類の除草をお願いします。

また、道路上に置き看板や商品を陳列すること、乗入ブロックや鉄板などを設置することは法令違反であり、これらの行為は歩行者や自転車の事故につながる恐れがあります。皆さんが安全に道路を通行できるようにご協力をお願いします。

建設管理課
☎21-1420 ☎25-2760

男女共同参画情報 ミニほとらいん
6月23日(火)～29日(月)は男女共同参画週間です
令和8年度「男女共同参画週間」キャッチフレーズ
“あなたらしさが、社会のチカラ”

男女が、互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、平成11年6月23日に男女共同参画社会基本法が公布・施行されました。

内閣府の男女共同参画推進本部は、この日を踏まえ、毎年6月23日から29日までの一週間を「男女共同参画週間」とし、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深めることを目指しています。

「男だから」「女だから」といった性別役割意識にとらわれず、誰もが生きがいを感じられる社会の実現に向けて、身のまわりの男女共同参画について考えてみましょう。

人権市民相談課 ☎21-1416 ☎25-0160



市公式SNS (登録・フォローを)

市では、公式SNS(X・Facebook・LINE・Instagram)を活用して、様々な市政情報を発信しています。ぜひ、登録・フォローをお願いします。

広報広聴課
☎21-1410
☎22-5516



戦没者等遺族への第十二回特別弔慰金

戦没者等の死亡当時の遺族(死亡後に生まれた人は対象外)であり、令和7年4月1日現在「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受けている人がいない場合に、次の順番による先順位の遺族

- ① 令和7年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人
- ② 戦没者等の子
- ③ 戦没者等の孫や兄弟姉妹など
※生計関係の有無等により順番が入れ替わります。
- ④ ①～③以外の戦没者等の三親等内の親族(おい、めいなど)
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた人に限ります。

支給額 額面27万5千円(5年償還の記名国債)

請求期間 令和10年3月31日まで
※請求期間を過ぎると特別弔慰金を受けることができなくなります。

社会福祉課
☎21-1455
☎24-6066



情報公開制度と個人情報保護制度の運用状況

市の保有する公文書の開示を請求できる情報公開制度と、市の保有する個人情報の開示を請求できる個人情報保護制度について、令和7年度の運用状況を公表します。なお、1件の請求で複数の文書が対象となる場合は、1件に対して複数の決定を行うため、請求件数と処理状況件数は一致しません。

1 情報公開制度

(1) 実施機関別の開示請求件数と処理状況 (単位: 件)

実施機関	請求(取下げ)	処理状況		
		全部開示	部分開示	不開示(不存在)
市長	112(17)	78	26	3(2)
教育委員会	16(6)	7	8	2(2)
病院事業管理者	1	1	0	0
合計	129(23)	86	34	5(4)

令和7年度に開示請求の対象となった主な文書は「配水管布設・道路整備・管渠等の各種工事設計書に関する文書」等でした。

(2) 審議会等の会議の公開状況 (単位: 件、人)

	公開	非公開(書面会議)	合計
会議開催件数	106	13(1)	119
傍聴人数	101		101

会議の開催は、公開・非公開に関係なく「会議開催のお知らせ」を市役所1階市民情報コーナーに配架するとともに、市HPにも掲載しています。

2 個人情報保護制度

実施機関別の開示請求件数と処理状況 (単位: 件)

実施機関	請求(取下げ)	処理状況		
		全部開示	部分開示	不開示(不存在)
市長	40(1)	21	17	1(1)
教育委員会	1	1	0	0
病院事業管理者	8	7	1	0
合計	49(1)	29	18	1(1)

令和7年度に開示請求の対象となった主な文書は「障害者手帳の交付に係る診断書及び意見書に関する文書」等でした。

総務課 ☎21-1442 ☎24-6123

雨水対策のお願い

近年、毎年のように全国で大型の台風や豪雨による水害が発生しています。そのため、まち全体で水害を防ぐ・減らす取組が必要です。

日頃からできる取組例



側溝や雨水ますの集水口の清掃



洗濯・お風呂の時間の工夫
大雨の時は、水の使用を控え、水路に流れる水を減らしましょう

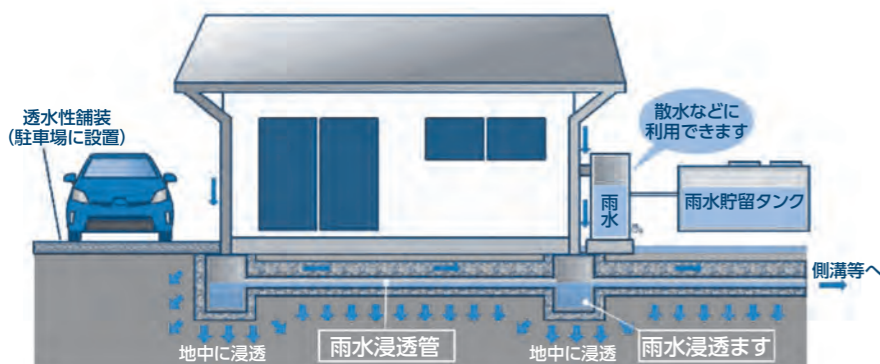
ご家庭や企業の取組例

- ・雨水浸透管、雨水浸透ますの設置
- ・駐車場の芝生化、透水性舗装化
- ・雨水貯留タンクの設置

※雨水貯留タンクによって、雨水を利活用することができます。

(例) 庭木への水やり、洗車、災害時の消火、トイレ用水

道路河川課
☎21-1426
☎25-2760



出典: 流域治水パンフレット(荒川水系(埼玉ブロック)流域治水協議会)

広告募集中

広報ひがしまつやまに企業や団体の広告を掲載しませんか?



市HP

広告募集中

広報ひがしまつやまに企業や団体の広告を掲載しませんか?



市HP